

我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を図るため、燃料価格の高騰の影響を受ける市内公共交通事業者等に対し、我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱に基づき支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 我孫子市内に本社又は営業所を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「路線バス事業者」という。）

(2) 我孫子市内に本社又は営業所を有する道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送限定の事業者を除く。以下「タクシー事業者」という。）

(3) 我孫子市と協定を締結している送迎バスの空席を活用した高齢者等外出応援事業協力事業者（市から委託を受けている事業者を除く。以下「送迎バス事業者」という。）

2 市長は、事業者の役員等（法人その他の団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）又は個人事業主をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対しては、支援金を交付しない。

(1) 暴力団（我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。次号において同じ。）

(2) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している者

3 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付対象車両及び支援金の額)

第3条 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が所有し、又は管理する主たる用途が我孫子市内で営業するための車両又は駅前広場タクシープールの使用に関する規則（平成13年規則第8号）第6条第1項の規定により、令和5年12月1日においてタクシープールの使用を許可されている車両のうち、別表に定める交付対象車両の要件に該当するものとする。

2 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（第2号において「申請者」という。）は、我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月19日までに市長に申請しなければならない。

（1） 交付対象車両一覧表（様式第2号）又は交付対象車両の自動車検査証の写し

（2） 申請者がタクシー事業者である場合は、交付対象車両が我孫子市内で営業していることを証明する書類（自動車検査証の写しで確認できる場合を除く。）

（3） その他市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（請求）

第6条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、交付の決定を受けた日から30日以内に我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が支援金を交付することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、我孫子市公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備等）

第8条 交付決定者は、支援金の申請の証拠となる帳簿及び関係書類（次項において「帳簿等」という。）を整備し、令和11年3月31日まで保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、帳簿等について提出を求め、又は調査することができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し等及び第8条に規定する関係書類の整備等については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

| 交付対象者の種別 | 交付対象車両の要件 | 支援金の額 |
|----------|-----------|-------|
|----------|-----------|-------|

| | | |
|---------|---|--------------|
| 路線バス事業者 | 路線バス定期運行専用車両 | 1台当たり10,000円 |
| タクシー事業者 | タクシー営業車両（福祉輸送限定の車両を除く。） | 1台当たり10,000円 |
| 送迎バス事業者 | 送迎バスの空席を活用した高齢者等外出応援事業に利用され、高齢者等が乗車することができる車両 | 1台当たり15,000円 |